

県有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業 プロポーザル審査要領

県有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業の事業実施者公募に係るプロポーザル審査に関する事項を次のとおり定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「県有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業 事業実施者公募要領」（以下、「公募要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 公募要領に規定する期限内に、必要な書類を提出した参加者
- (3) 公募要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は170点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおり。

(1) 業務遂行能力	40点
(2) 事業計画	90点
(3) 地域貢献	40点

3 審査委員会

提出された企画提案書等に基づきプレゼンテーションを行う審査会を開催する。

- (1) 日時、場所
平成27年1月29日（木）（予定）
場所 高知市内
- (2) プレゼンテーション
 - ① プレゼンテーションの時間は、プレゼンテーション及び質疑応答を含めて1者30分程度とする。ただし、施設数が多く、提案内容が多い場合は別途指示する。提案者の出席人数は3人以内とする。
 - ② 正式な日時、場所及び順番は別途通知する。

4 審査の方法

- (1) 参加者は事業を希望する施設について、複数の施設が1つの集団となったパッケージに対する提案、及び1つの施設に対する個別提案の2つの方法から、提案方法を選択することができる。
- (2) 審査会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (3) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑終了後、別表に定める「審査基準」に基づき、審査を行う。
- (4) すべての参加者の審査が終了したときは、各審査委員の審査結果を集計し、候補者

と次点者を決定する。

- (5) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、「審査基準(2)事業計画」の得点が高い者から順に候補者と次点者を選定する。それでもなお同点の場合には、くじにより候補者と次点者を選定する。
- (6) 別表の審査の項目に示す(1)業務遂行能力(配点40)、(2)事業計画(配点90)及び(3)地域貢献(配点40)のうち、審査点がいずれかひとつの項目でも配点の半分に満たない事業者は失格とする。

審査基準

審査の項目		審査の視点	配点
(1) 業務遂行能力 (40)		・財務状態は健全か	10
		・太陽光発電設備の設置運営等の実績は十分か	20
		・事業を円滑に遂行することができる体制や実力を有しているかと認められるか	10
(2) 事業計画 (90)	収支計画 (20)	・資金調達計画、事業収支見込等は、長期間の事業を安定的に実施できると見込まれるか	10
		・使用料の額は、事業収支の見込み等を考慮して適正に算出されているか	10
	全体工程 (10)	・事業スケジュールは適正か	10
	発電設備 (10)	・太陽光発電設備の設置規模、システム構成は適正で合理的なものであるか	10
	工事内容 (30)	・発電設備の設置工事・施工方法は適切か	10
		・積載荷重や防水等の観点を踏まえた合理的な工事内容であるか	10
		・工事期間中及び事業実施期間中において施設の運営に支障を及ぼさないか。また、周辺への配慮（騒音、振動、環境）及び安全対策は十分か	10
	事業の 運営 (20)	・損害保険や保安設備等のリスク管理は万全か	10
		・事業期間中の維持・管理・運営体制は適切か。特に、緊急時や、急な雨漏りに対して適切な対応が取れる体制となっているか。	10
	(3) 地域貢献 (40)		・災害時や非常時の電源としての活用方法について、提案内容は十分か
・施設や地域に対する貢献はあるか (環境教育に関する提案や、県内企業の積極的な活用など)			20
合 計			170